

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する 法律の一部を改正する法律案 質問要旨

令和元年6月7日
国民民主党・新緑風会 浜口誠

1. 独占禁止法や公正取引委員会の責務

- 独占禁止法や公正取引委員会が、これまで果たしてきた役割、存在意義に関して大臣の所見は如何に【宮腰大臣】

2. 欧米のカルテル等への処罰と日本企業への支援

- ここ10年の国際カルテル等で摘発された日本の企業数と罰金・制裁金額の実態について何う【宮腰大臣】
- 日本企業が海外において国際カルテル等のコンプライアンス違反を生じさせない体制づくりが不可欠と考える。どのように企業を支援していくのか【宮腰大臣】

3. 課徴金制度の算定基礎、算定率の見直し

- 今回の法改正では、課徴金制度に関して、現行3年とされている算定期間を、調査開始日から最長10年前まで遡れるように変更するとともに、資料の紛失等により、一部の売上金が不明な場合の課徴金の算定基礎に推定規定が整備される。合わせて、違反行為による不当利益として、談合金、下請け受注やグループ企業の売上額なども対象に追加。算定率に関しても、業種別や軽減算定率が廃止されるなど、様々な見直しが行われる。こうした算定基礎、算定率の見直しを行う理由と目的について何う【宮腰大臣】

4. 課徴金減免制度

- 今回の改正により、課徴金減免制度が、従来の申告順位に応じて減免率が決定する仕組みを変更し、違反に対する調査や実態解明への協力の度合いに応じて、課徴金の減算率を柔軟に変えることが出来る調査協力減算制度を導入。欧米だけでなく、アジアでも裁量型の導入は進んでおり、日本の制度を国際水準にしていくことの重要性は、どのように認識しているのか、また今回の変更のねらいを説明していただきたい【宮腰大臣】
- 今回の変更に対して、企業からは、課徴金の減免を勝ち取るために、公正取引委員会に迎合する証言をして、無実の企業が巻き込まれる事態を警戒する意見もある。こうした懸念を払拭するためにも、恣意的な運用を防ぐ仕組みとし

て、透明性の高い明確な基準をガイドラインで示していくことが極めて重要と考えるが、大臣の見解は如何に【宮腰大臣】

5. 秘匿特権について

- 秘匿特権にどのような利点と課題があるのか。また、今回の改正において秘匿特権をどう位置づけていくのか、議論経過も踏まえて伺う【宮腰大臣】
- 一方、中小企業関係者からは「弁護士を雇う余裕はなく、公正取引委員会の事情聴取時にメモを取らせて欲しい」との声もあるが、どのように対応するのか【宮腰大臣】

6. プラットフォーマーと中小企業との取引慣行

- 政府はプラットフォーマーの透明性・公正性の確保に向けた専門組織を立ち上げるとともに、大規模かつ包括的な取引慣行の実態を調査する方針を示している。この調査に関する現状と、巨大 IT 企業への今後の対応について伺う【宮腰大臣】
- 取引の実態をより精緻に把握していくためには、日本国内の関係者だけでなく、IT 企業の海外拠点も調査することが重要。海外の独占禁止当局との連携など、海外での情報収集や実態把握にどのように取り組んでいくのか【宮腰大臣】

7. 40 条調査について

- 40 条調査には、どのような調査権限があるのか。また、今後も 40 条調査を行っていくのか。大臣の見解は如何に【宮腰大臣】

8. フリーランスの処遇改善

- 独占禁止法の観点から、フリーランスのような働き方の労働者が、安心して働くことができる環境を作るためにどのように対応していくのか【宮腰大臣】
- 昨年 6 月の参議院厚生労働委員会の働き方改革法案の附帯決議には、多様な就業形態で就労する労働者（副業・兼業・雇用類似の者を含む）を保護する観点から、長時間労働の抑制や社会・労働保険の適用・給付、労災認定など、必要な保護措置について専門的な検討を加え、所要の措置を講ずること、とされている。この附帯決議を重視し、フリーランスの労働者を、労働法の対象として保護するための対策が、急務であると考え。厚生労働省の取り組み状況は如何に【根本厚労大臣】

以上